

地理的表示(GI)の保護について

地理的表示法施行のお知らせ 2015年6月1日

浅野国際特許事務所 国際知的財産戦略研究所

■ 地理的表示とは何でしょうか？

地理的表示とは、生産地と結びついた特性を有する農林水産物等の名称の表示です。Geographical Indication のことで、**GI** と略されます。

EUなど100カ国以上が商標制度とは別個の制度でGIを保護しており、日本では「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」(地理的表示法)に基づき登録・保護されます。



■ 地域団体商標と何が違うのでしょうか？

① 国によるお墨付き

地域団体商標制度は、製品の名称のみを保護する制度です。

GI制度は、農林水産物等の名称の保護に加えて、国が製品の品質を保証します。この点をうまく利用することで、輸出拡大や農業所得の増大につなげることができます。

② 生産地へのグッドウィルの帰着

地域団体商標制度では、グッドウィル(≒顧客吸引力)は商標権者に帰着します。

GI制度では、グッドウィルは生産地や加工地に帰着するので、より直接的に、産地結集や地域活性化につなげることができます。

③ 国による侵害対応

地域団体商標制度では、商標権を侵害された場合、商標権者自らが対応しなければなりません。

GI制度では、地理的表示の不正付着に対して国が対応します(農水大臣の措置命令)。

④ 非独占排他権

地域団体商標については、商標権という独占排他権が与えられます。

GIについては、独占排他権は与えられません。

⑤ 比較的安価な費用

地域団体商標の登録については、出願手数料、登録料・更新登録料等がかかります。

GIの登録については、登録免許税(9万円/1件)のみがかかります。なお、登録申請を代理させる場合は、代理人の手数料が別途かかります。

■ 地理的表示を登録するにはどうすればよいのでしょうか？

農林水産大臣に GI登録申請をする必要があります。GI登録申請は、2015年6月1日より受付開始されています。

浅野国際特許事務所は、全国農業協同組合中央会と連携して、申請書類作成のためのワークシート等を用意し、また、農水省にて行われた GI登録申請受付式において受付開始と同時に申請された14件のうち3件と最も多く代理しました。

GIについて既に万全の態勢を整えておりますので、農水知財40年超の実績を誇る弊所に安心してお任せください。全国対応します。

■ 地理的表示制度について注意点はありますか？

医薬品、医薬部外品、化粧品、再生医療等製品は、GI登録できません。酒類の地理的表示は、別制度による保護となります。

GI登録のためには、農林水産物等の特性が確立していなければいけません。具体的には、生産期間の合計が概ね25年あることが必要です。また、特性と生産地・生産方法との結び付きも必要です。

GI登録後、生産者団体は、生産が明細書に適合して行われるようにするため必要な指導、検査その他の業務(生産行程管理業務)をしなければなりません。